



# 鳥取県公報

平成 24 年 1 月 10 日 (火)  
第 8 3 5 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (3 件) (1~3) (経済通商総室) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (4) (〃) . . . . . 5
	国土調査の成果の認証 (5) (農地・水保全課) . . . . . 5
	地域森林計画の決定 (6) (森林・林業総室) . . . . . 6
	地域森林計画の変更 (2 件) (7・8) (〃) . . . . . 6
	森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準の変更 (9) (〃) . . . . . 6
	高度公益機能森林の区域の変更 (10) (〃) . . . . . 7
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (11) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (2 件) (12・13) (東部総合事務所農林局) . . . . . 7
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (14) (西部総合事務所県民局) . . . . . 8
	指定居宅介護支援事業者の指定 (15) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (16) (〃) . . . . . 9
	指定代理納付者の指定 (17) (会計指導課) . . . . . 9
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) . . . . . 9
◇ 公 告	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) . . . . . 10
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第 1 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール鳥取北  
鳥取市南隈東折返115-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
変更前 ジャスコ鳥取北ショッピングセンター  
変更後 イオンモール鳥取北
- 4 変更年月日  
平成23年11月21日
- 5 変更する理由  
小売店舗の名称を変更したため
- 6 届出年月日  
平成23年12月12日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年 1 月10日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第 2 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
やよいデパート  
米子市角盤町一丁目168
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
協同組合やよいデパート 代表理事 内村 正和 米子市角盤町一丁目168
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40 有限会社梅林商店 代表取締役 梅林哲朗  
米子市福市461-13 有限会社メガネのウエダ 取締役社長 植田 禮子  
米子市角盤町一丁目168 株式会社サンセー 代表取締役 植田 禮子  
米子市角盤町一丁目168 株式会社ナガタ 代表取締役 長田 孝道  
米子市角盤町一丁目168 有限会社グルメ食品 代表取締役 山下 幸福  
米子市中島二丁目2-50 株式会社ウチムラ 代表取締役 内村 正和  
米子市角盤町一丁目168 株式会社やよい 代表取締役 内村 正和  
米子市東福原五丁目3-41 有限会社モリワキ 代表取締役 森脇 健  
島根県松江市寺町198-57 有限会社山光商事 代表取締役 山川 晴央  
米子市東町141 有限会社トム 代表取締役 斧谷 達道  
東伯郡琴浦町大字逢東186 株式会社ジャム 代表取締役 徳永 治  
島根県安来市島田町286 株式会社とのや 代表取締役 岩崎 昭子  
変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市福市461-13 有限会社メガネのウエダ 取締役社長 植田 禮子  
米子市角盤町一丁目168 株式会社サンセー 代表取締役 植田 禮子  
米子市角盤町一丁目168 株式会社ナガタ 代表取締役 長田 孝道  
米子市角盤町一丁目168 有限会社グルメ食品 代表取締役 山下 幸福  
米子市中島二丁目2-50 株式会社ウチムラ 代表取締役 内村 正和  
米子市角盤町一丁目168 株式会社やよい 代表取締役 内村 正和  
米子市東福原五丁目3-41 有限会社モリワキ 代表取締役 森脇 健  
島根県松江市寺町198-57 有限会社山光商事 代表取締役 山川 晴央  
米子市東町141 有限会社トム 代表取締役 斧谷 達道  
東伯郡琴浦町大字逢東186 株式会社ジャム 代表取締役 徳永 治  
島根県安来市島田町286 株式会社とのや 代表取締役 岩崎 昭子
- 4 変更年月日  
平成23年4月1日
- 5 変更する理由  
小売業者株式会社丸合のグループ組織再編による会社合併のため
- 6 届出年月日  
平成23年12月2日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

### 鳥取県告示第3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店

西伯郡南部町阿賀226-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 福島 長男 東京都台東区上野七丁目14-4

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 丸合西伯店

変更後 丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

東京都台東区上野七丁目14-4 大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 福島 長男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

島根県松江市西津田二丁目8-20 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一

4 変更年月日

平成23年12月9日

5 変更する理由

増床により小売業者が増えたことによる大規模小売店舗の名称変更並びに建物設置者及び小売業者の変更があったため

6 届出年月日

平成23年12月14日

## 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

## 8 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から4月間

## 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町企画政策課

## 10 意見書の提出

南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第4号**

平成23年鳥取県告示第583号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグコスモス両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 意見を提出した市町村

米子市

## 2 意見の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間が終日とあるが、鳥取県公害防止条例及び鳥取県公害防止条例施行規則により該当地は午後10時から翌日午前6時まで45デシベルと厳しい深夜騒音の規制基準が設けてあるので、トラックの出入り及びシャッターの開閉に配慮が必要である。

## 3 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から1月間

## 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

**鳥取県告示第5号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成17年度から平成23年度まで	米子市(富益町の一部[05])の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成24年1月10日
〃	平成18年度から平成23年度まで	米子市(富益町の一部[06])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	平成19年度から平成23年度まで	米子市(富益町の一部[07])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
琴浦町	平成20年度及び平成21年度	琴浦町(大字八橋、大字笠見及び大字田越の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋、大字笠見及び大字田越の各一部	〃

**鳥取県告示第6号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第7号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第8号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第9号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の規定に基づき、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準を次のとおり変更したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び各総合事務所農林局に備

え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第10号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林の区域を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第11号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社メ ディコープ とっとり	鳥取市末広温 泉町 566	株式会社メディコー プとっとりヘルパース テーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 203	同行援護	平成24年1月 1日
社会福祉法 人れしーぶ	八頭郡八頭町 宮谷240-15	支援センターつばさ	八頭郡八頭町郡家 612-1	生活介護、自立 訓練(生活訓練)	〃

### 鳥取県告示第12号

鳥取市が行う土地改良事業に係る小倉地区（第1工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成24年1月10日から同年1月30日まで
- 縦覧に供する場所  
鳥取市役所及び鳥取市河原町総合支所

#### 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

#### 鳥取県告示第13号

鳥取市が行う土地改良事業に係る小倉地区（第2工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

#### 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

#### 2 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から同年1月30日まで

#### 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び鳥取市河原町総合支所

#### 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

#### 鳥取県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

#### 1 申請のあった年月日

平成23年12月19日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいぼりい

#### 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉原 正司

#### 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町溝口194-4

#### 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方や高齢者など社会的に弱い立場にある方に対して、社会福祉に関する事業を行い、ノーマライゼーションの普及及び福祉の発展と増進に寄与することを目的とする。



**鳥取県告示第15号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人真誠会	ケアプランセンターセントラルローズガーデン	米子市西福原八丁目16-66	平成24年1月1日

**鳥取県告示第16号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-21	同行援護	平成24年1月1日
特定非営利活動法人幸伸	米子市道笑町四丁目49	レゴリス幸伸	米子市道笑町四丁目49	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	ほっとサロン	西伯郡大山町末長503	〃	〃

**鳥取県告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7-1	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成24年2月1日から平成25年3月31日まで

**教育委員会告示**

**鳥取県教育委員会告示第 1 号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年 1 月10日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成24年 1 月13日（金）午後 1 時30分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県退職校長会からの「学校等周年記念誌」等の寄贈について
  - (2) その他

## 公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第 6 条の規定により公告する。

平成24年 1 月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 日時及び場所等

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成24年 2 月15日（水）及び 同月16日（木）の午前 9 時か ら午後 5 時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部 3 階第 7 会議室	道路の交通に関する法令の知識その 他放置車両の確認及び標章の取付けを 適正に行うため必要な技能及び知識
修了考査	平成24年 2 月23日（木）午前 9 時30分から午後 0 時30分 まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部 4 階第 9 会議室	講習内容の理解を確認するための筆 記試験（正誤式50問）

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続き

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付するものとする。）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめ一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は19,000円とし、その金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成24年1月10日（火）から同年2月6日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受付を締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110(代)

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月10日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 山 根 孝 正

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式  |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                            |
| 3 落札日              | 平成23年12月5日                        |
| 4 落札者の名称及び所在地      | サンセイ株式会社下関工場<br>山口県下関市彦島本村町三丁目5-1 |
| 5 落札金額             | 48,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）     |
| 6 入札公告日            | 平成23年10月25日                       |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                          |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校<br>境港市竹内町925       |